

総合評価落札方式における技術者の育休等の取得に係る 評価対象期間の拡大について

1 概要

総合評価落札方式の技術者の評価において、産休・育休取得期間を対象とし評価期間を延長することで、仕事と子育てを両立する技術者を支援する。

2 評価対象

【現行】

総合評価落札方式における技術者の評価

- ① 過去5か年に優良技術者表彰を受賞した者の配置
- ② 過去3か年に78点以上の成績点を保有する技術者の配置

総合評価落札における評価内容

区分	総合評価	建設工事		業務委託	
	加点	対象機関	内容	対象機関	内容
優良技術者表彰	1.0	国又は県	受賞あり	県	受賞あり
工事(業務)成績評 定点	1.0	国又は県	82点2件以上	県	82点2件以上
	0.75	国又は県	82点1件以上	県	82点1件以上
	0.5	国又は県	78点1件以上	県	78点1件以上

【取組】

現行①、②の評価において、次の休業の期間を対象とし評価期間を延長する。

産休：出産予定日の6週間前から出産日までの産前休業及び出産日の翌日から8週間の産後休業

育休：1歳に満たない子を養育するための休業で、男女を問わず希望する期間の育児休業（ただし、一定の要件を満たす場合は子が1歳6か月に達するまでの間の休業）

3 実施時期

◆平成28年4月以降の公告案件で実施